



島根県報

平成22年12月3日（金）

号外 第199号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公有水面埋立免許の出願

（港湾空港課） 2

告 示**島根県告示第718号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府3番5及び大字美田4386番3の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から145度31分23秒、979.20メートルの地点

2の地点 1の地点から165度40分36秒、15.00メートルの地点

3の地点 2の地点から255度40分36秒、3.34メートルの地点

4の地点 3の地点から165度40分36秒、13.77メートルの地点

5の地点 4の地点から75度40分36秒、3.34メートルの地点

6の地点 5の地点から165度40分36秒、6.96メートルの地点

7の地点 6の地点から188度42分48秒、1.00メートルの地点

8の地点 7の地点から278度42分48秒、3.34メートルの地点

9の地点 8の地点から188度42分48秒、40.28メートルの地点

10の地点 9の地点から98度42分48秒、3.34メートルの地点

11の地点 10の地点から188度42分48秒、1.65メートルの地点

12の地点 11の地点から279度00分13秒、30.22メートルの地点

13の地点 12の地点から9度30分07秒、27.04メートルの地点

14の地点 13の地点から330度16分10秒、24.15メートルの地点

15の地点 14の地点から75度37分58秒、10.04メートルの地点

16の地点 15の地点から345度21分24秒、15.04メートルの地点

ウ 面積

2,141.31平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府3番5及び大字美田4386番3の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とJの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 国土地理院四等三角点別府（北緯36度06分58.186秒、東経133度02分06.3905秒）から142度45分19

秒、994.60メートルの地点

Bの地点 Aの地点から165度40分36秒、49.12メートルの地点

Cの地点 Bの地点から188度42分48秒、76.04メートルの地点

Dの地点 Cの地点から278度22分43秒、50.00メートルの地点

Eの地点 Dの地点から8度46分10秒、20.19メートルの地点

Fの地点 Eの地点から279度02分47秒、32.08メートルの地点

Gの地点 Fの地点から9度14分56秒、29.02メートルの地点

Hの地点 Gの地点から331度00分09秒、27.43メートルの地点

Iの地点 Hの地点から77度17分30秒、9.62メートルの地点

Jの地点 Iの地点から345度15分45秒、15.08メートルの地点

ウ 面積

8,433.85平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地、道路用地

4 出願の年月日

平成22年11月29日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場